

次の業務について、企画提案に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和6年10月22日

静岡県知事 鈴木康友

1 業務概要

(1) 業務名

令和6年度大井川流域ぐるっと1周スタンプラリー事業業務委託

(2) 業務内容

デジタルスタンプラリーに係る景品発送業務、チラシ・ポスター作成及びプロモーション実施業務

(3) 契約価格の限度額

3,000千円（税込み）

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月25日まで

3 応募資格

本事業に関する応募者は、次に掲げる要件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県における一般業務委託の競争入札参加資格を持つこと。
- (3) 静岡県内に本社又は営業所等の業務拠点を有する者であること。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 次のアからオのいずれかにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

4 選定基準

提出された書類と説明に基づき、総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒426-0075 静岡県藤枝市瀬戸新屋362の1 藤枝総合庁舎 2階

静岡県中部地域局地域課

電話番号 054-644-9124 F A X 054-645-1152 E-mail chubu-chiiki@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要領の配布

ア 交付期間

令和6年10月22日（火）から令和6年11月6日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

上記(1)及び静岡県中部地域局ホームページ上

(3) 提出書類等

ア 提出書類 企画提案募集要領による。

イ 提出期限 参加表明書等 令和6年11月6日（水）午後5時 郵送又は持参（必着）

企画提案書等 令和6年11月11日（月）午後3時 郵送又は持参（必着）

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

(4) プレゼンテーション

詳細は応募者に別途通知する。

6 その他

(1) 詳細は企画提案募集要領による。

(2) 説明会は行わない。

(3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。